



令和 7 年 第 1 回臨時会：7 月 1 7 日

彩北広域清掃組合議会会議録

彩北広域清掃組合議会

令和 7 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（10名）	2
○欠席議員（0名）	3
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開 議（午後 1 時 2 8 分）	4
○諸般の報告	4
出席者の紹介	4
○開 会（午後 1 時 3 0 分）	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
議会運営委員長報告	6
採決	6
○副議長の選挙	6
○議会運営委員会の委員の選任	7
○議案第 3 号～議案第 7 号の一括上程、提案説明	8
行田邦子 管理者	8
柿沼 誠 事務局長	9
○上程議案の質疑～採決	1 6
休 憩（午後 2 時 0 4 分）	1 7
再 開（午後 2 時 0 5 分）	1 7

○議会運営委員会の委員の選任	17
○特定事件の委員会付託	18
○閉会（午後 2 時 0 8 分）	18
○署名議員	19

彩広清告示第2号

令和7年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を、7月17日小針クリーンセンター2階会議室に招集する。

令和7年7月7日

彩北広域清掃組合
管理者 行田 邦子

付議事件

- 1 彩北広域清掃組合議会副議長の選挙について
- 2 彩北広域清掃組合議会運営委員会委員の選任について
- 3 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 4 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）
- 5 専決処分の承認を求めるについて（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）
- 6 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）
- 7 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

令和 7 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会会議録

○議事日程

令和 7 年 7 月 1 7 日（木） 午後 1 時 2 8 分開議

第 1 議席の指定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 副議長の選挙

第 5 議会運営委員会の委員の選任

第 6 議案第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 4 号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 5 号 専決処分の承認を求めるについて（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）

議案第 6 号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例）

議案第 7 号 専決処分の承認を求めるについて（彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例）

第 7 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程のほか

議会運営委員会の委員の選任

○ 出席議員（10名）

1 番 小 林 淳 一 議員

2 番 駒 見 行 彦 議員

3 番	古 山 大 輔 議員	4 番	福 島 と も お 議員
5 番	橋 本 祐 一 議員	6 番	中 西 耕 二 郎 議員
7 番	田 中 和 美 議員	8 番	小 林 修 議員
9 番	梁 瀬 里 司 議員	1 0 番	市 ノ 川 徳 宏 議員

○ 欠席議員（0 名）

○ 説明のため出席した者

行	田	邦	子	管	理	者
並	木	正	年	副	管	理
五	十	嵐	章	五	会	計
江	森	裕	一	参	与	
長	澤	和	弘	参	与	

○ 事務局職員出席者

事	務	局	長	柿	沼	誠
主	幹	今	井	剛	史	
書	記	野	本	哲	也	

△諸般の報告

○柿沼 誠事務局長 本日、皆様方におかれましては、公私ともご多忙のところ、本組合議会臨時会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局から1点、ご報告の方をさせていただきます。

5月に行われました鴻巣市議会臨時会において組合議員の補欠選挙が行われ、新たに3名の議員が選出されましたので、ご報告申し上げます。なお、本日の臨時会が初顔合わせとなりますので、組合議員及び組合執行部の紹介の方をさせていただきますいと存じます。

はじめに、組合議員からご紹介いたします。お名前をお呼びしますので、ご起立をお願いいたします。

それでは鴻巣市選出議員からご紹介いたします。古山大輔議員、中西耕二郎議員、市ノ川徳宏議員。続きまして、行田市選出議員のご紹介をさせていただきます。小林淳一議員、駒見行彦議員、福島ともお議員、橋本祐一議員、田中和美議員、小林修議員、議会議長の梁瀬里司議員。

次に、本日出席しております正副管理者、会計管理者をご紹介させていただきます。

初めに、管理者の行田行田市長でございます。副管理者の並木鴻巣市長でございます。会計管理者の五十嵐行田市会計管理者でございます。なお、本日は出席しておりませんが、識見を有する監査委員といたしまして、鴻巣市在住の夏目監査委員の方が選任されております。

続きまして、構成市の部課長をメンバーとする組合参与から、参与会長の江森行田市環境経済部長、参与副会長の長澤鴻巣市環境経済部長。最後になりますが、組合事務局職員の今井主幹、野本主査、須藤主任、そして私、事務局長の柿沼でございます。よろしくお願いいたします。

以上で、紹介を終わらせていただきます。事務局からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

午後 1 時 30 分 開会

○梁瀬里司議長 本日皆様には、公私極めてご多忙のところ本組合議会臨時会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和7年第1回彩北広域清掃組合議会臨時会を開会いたします。出席議員が10名で定足数に達しておりますから、議会は成立いたしております。

△議事日程の報告

○梁瀬里司議長 これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△議席の指定

○梁瀬里司議長 まず、日程第1、議席の指定を行います。

鴻巣市選出議員から、去る5月26日付、辞職願いが提出され、同日付でこれを許可し、鴻巣市議会において組合議会議員の補欠選挙が実施されました。その結果、3名の議員が新たに選出されましたので、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席の指定を行います。

議席は、お手元に配付した議席表のとおりでありますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○梁瀬里司議長 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、議長において指名いたします。

5番 橋本 祐一 議員

7番 田中 和美 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○梁瀬里司議長 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してあり

ましたので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 4 番 福島ともお議員。

[福島ともお議会運営委員長 登壇]

○福島ともお議会運営委員長 ご報告申し上げます。

当委員会は、去る 7 月 10 日、委員会を開催し、本臨時会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日 1 日とし、議事日程をお手元に配布いたしております、令和 7 年第 1 回彩北広域清掃組合議会臨時会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本臨時会の会期を本日 1 日とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日 1 日と決定いたしました。

本臨時会に、地方自治法第 121 条の規定により、管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△副議長の選挙

○梁瀬里司議長 次に、日程第 4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。本組合議会副議長の選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

次に、お諮りいたします。議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長　ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

本組合議会副議長に、中西耕二郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました中西耕二郎議員を本組合議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中西耕二郎議員が本組合議会副議長に当選されました。

副議長に当選された中西耕二郎議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

では、当選されました中西耕二郎議員にご挨拶をお願いいたします。

〔中西耕二郎副議長　登壇〕

○中西耕二郎副議長　このたび皆様方のご推挙をいただきまして、副議長という大役を仰せつかりましたこと、誠にありがたく、光栄に思うところでございます。この上は副議長として、議長を補佐いたしまして、議会が公正かつ円滑に運営されますよう、更に、本組合の事業が着実に推進されますよう努力を傾注してまいりたいと考えております。どうか議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、これからも温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

△議会運営委員会の委員の選任

○梁瀬里司議長　次に、日程第5、議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会委員会条例第1条及び第5条第1項の規定により、議会運営委員会委員に、古山大輔議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した古山大輔議員が彩北広域清掃組合議会運営委員に選任されました。

△議案第３号ないし議案第７号の一括上程、提案説明

○梁瀬里司議長　次に、日程第６、議案第３号ないし議案第７号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———管理者。

〔行田邦子管理者　登壇〕

○行田邦子管理者　本日、ここに令和７年第１回彩北広域清掃組合議会臨時会を、招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

先ほど、新たな副議長の選挙、議会運営委員の選出が行われましたが、鴻巣市より新たに選出をされました３名の議員の皆様におかれましては、組合事業へのご理解とご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

廃棄物処理施設は、住民の皆様の安定的な生活の確保及び、環境衛生の維持のために必要不可欠な社会インフラです。管内のごみ処理を滞りなく進めること、安全、安心な施設の稼働を維持することが、本組合の使命でございます。議員各位におかれましては、今後とも、変わらぬお力添え賜りますようお願いいたします。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案について、議事日程の順序に従い説明申し上げます。

議案書の１ページから２４ページになりますが、議案第３号及び議案第４号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本２議案は、国の人事院勧告及び埼玉県の人件委員会勧告を受け、また、組合構成市における関係条例の改正状況を踏まえ、職員の給与、報酬に係る条例の一部改正を行ったものでございます。地方自治法第１７９条第１項の規定により、本年２月２８日付けで専決処分したものでありまして、同条第３項の規定に基づ

き、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

続きまして、議案書 25 ページから 35 ページになりますが、議案第 5 号ないし議案第 7 号、専決処分の承認を求めるについてでございます。

本 3 議案は、根拠となる法令の一部改正を受け、また、組合構成市における関係条例の改正状況を踏まえ、組合条例の一部改正を行ったものでございます。これらにつきましても、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 21 日付けで専決処分したものでありまして、同条第 3 項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。何とぞ慎重なるご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○梁瀬里司議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[柿沼 誠事務局長 登壇]

○柿沼 誠事務局長 それでは、議案第 3 号ないし議案第 7 号について、順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第 3 号、専決処分の承認を求めるについて、ご説明いたします。

議案書の 1 ページをお願いいたします。本案は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 2 月 28 日付けで専決処分したことから、同条第 3 項の規定により組合議会にご報告し、その承認を求めるものでございます。

2 ページをお願いいたします。このたびの改正は、令和 6 年 8 月の国家公務員にかかる人事院勧告及び同年 10 月の埼玉県人事委員会勧告を受け、構成市においては、本年 3 月定例会において、関係条例の一部改正を行っております。本組合におきましても構成市の改正状況を踏まえ、関係条例の一部改正を行ったものでございます。本件は、構成市における条例成立後の対応であり、本年 3 月支給の給与から適用を行うため、令和 7 年 2 月 28 日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、別冊の参考資料、条例等新旧対照表の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条の規定による改正内容は、第 16 条の 2 の期末手当、第 16 条の 5 の勤

勉手当に関する規定及び別表第1行政職給料表の改正でございます。期末手当の12月支給割合を、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の122.5から100分の127.5に、定年前提任用短時間勤務職員については、100分の68.75から100分の71.25に引き上げを行い、勤勉手当の12月支給割合を、定年前提任用短時間勤務職員以外の職員については、100分の102.5から100分の107.5に、定年前提任用短時間勤務職員については100分の48.75から100分の51.25に引き上げを行うものでございます。今回の改正に伴う影響額につきましては、約377,000円で、1人あたり平均約75,000円の増となっております。

条例等新旧対照表の2ページから7ページになりますが、別表第1行政職給料表の改正では、人事院勧告に倣った構成市の給料表に準拠し、表全体で見ますと引き上げ額は300円から26,300円、組合職員5人では4,100円から13,500円で、平均改定率は2.3%となっております。

次に、新旧対照表の8ページからになりますが、第2条の規定による改正内容は、扶養手当について定める第8条中第2項第1号を削り配偶者に係る手当を廃止し、第3項を改め、子に係る手当を10,000円から13,000円に増額し、第5号を新たに加えその他の扶養手当の支給に必要な事項は組合規則で定めることとすることにより、第9条を削除するものでございます。

10ページからになりますが、通勤手当について定める第10条の改正は、新幹線通勤を含め交通機関等を利用する場合の通勤手当の支給限度額を、月55,000円から月150,000円に引き上げるものでございます。

12ページ中段になりますが、第15条の3の改正は、超過勤務手当が支給されない管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給される管理職員特別勤務手当の対象時間帯等を拡大し、午前0時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時までとするものです。

また、13ページからは、第1条で改正しました期末、勤勉手当につきまして、年間合計支給率を変えずに、6月期と12月期の平準化を図るため、第16条の2の期末手当では、定年前提任用短時間勤務職員以外の職の支給率を、100分の127.5から100分の125に、定年前提任用短時間勤務職員の支給率を

１００分の７１．２５から１００分の７０にするものでございます。第１６条の５の勤勉手当では、定年前提任用短時間勤務職員以外の職の支給率を、１００分の１０７．５から１００分の１０５に、定年前提任用短時間勤務職員の支給率を１００分の５１．２５から１００分の５０にするものでございます。

１４ページになりますが、定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外となる第１６条の７の規定から、削除した第９条と住居手当を定めました第９条の３を削ることで、当該職員に新たに住居手当を支給するものでございます。続く、別表第１行政職給料表の改定は、３級以上を対象に初号近辺の号俸をカットし、各級の初号の額を引き上げるとともに、７級と８級においては水準の重なりを解消する内容となっております。

議案書に戻りまして、１６ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日を附則第１項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。なお、ただし書きにありますように、第２条の各種改正規定につきましては、令和７年４月１日から施行することとしております。

附則第２項では、第１条の給料表の改正は、令和６年４月１日から、また、第１条の期末、勤勉手当の改正につきましては、令和６年１２月１日から遡及適用を行うこととしております。

続く１７ページ附則第３項は、第１条の適用に当たり、改正前の給与条例により支給された給与を給与の内払とみなす規定となっております。

附則第４項は、給料表の切替えに伴う新旧の号給の読み替え表を、附則別表のとおりとするもの、また、附則第５項は、給料表の切替え前に異動した職員等の号給調整の規定となっております。

附則第６項は、令和８年３月３１日までの間における扶養手当の経過措置の規定であり、令和７年度中は激変緩和措置として、子に係る扶養手当を１１，５００円、配偶者に係る扶養手当を３，０００円支給することとしております。

附則第７項は、通勤手当に関する経過措置として、給料表の切替え前に異動し、通勤の実情に変更を生じた職員にも適用する規定であり、１８ページ附則第８項は、管理者への委任規定となっております。

以上が、議案第３号の説明となります。

続きまして、議案書の 22 ページをお願いいたします。議案第 4 号、専決処分
の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合会計年度任用
職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、前議案同様、専決処
分したことから、組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。先ほどご
説明いたしました議案第 3 号の給与条例の一部改正を受け、会計年度任用職員の
報酬等につきましては、地方公務員法第 24 条第 2 項により常勤職員の給与と均
衡を図る必要がございます。そのため、構成市において、3 月定例会にて関係条
例の一部改正が行われました。つきましては、本組合におきましても、構成市の
改正状況を踏まえ、彩北広域清掃組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の
一部改正を行ったものでございます。

23 ページになりますが、本件につきましても、構成市における条例成立後の
対応であり、給与条例同様、本年 2 月 28 日に専決処分いただき、同日付で公布
しております。

新旧対照表の 20 ページをお願いいたします。第 1 条の規定による改正内容は、
第 2 条第 10 項の期末手当、同条第 12 項の勤勉手当に関する規定の改正でござ
います。期末手当の 12 月支給割合を 100 分の 122.5 から 100 分の 127.5
に改め、勤勉手当の 12 月支給割合を 100 分の 102.5 から 100 分
の 107.5 に改めるものでございます。

21 ページをお願いいたします。第 2 条の規定による改正内容は、第 1 条で改
正した会計年度任用職員に係る期末、勤勉手当につきまして、年間合計支給率を
変えずに、令和 7 年 4 月以降に支給する期末、勤勉手当の 6 月期と 12 月期の平
準化を図るため、第 2 条第 10 項の期末手当では、100 分の 127.5 から 1
00 分の 125 に、同条第 12 項の勤勉手当では、100 分の 107.5 から 1
00 分の 105 に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、24 ページをお願いいたします。附則でございますが、
施行期日を附則第 1 項で、この条例は、公布の日から施行するとしております。
なお、ただし書きにありますように、第 2 条の期末、勤勉手当の平準化の改正規
定につきましては、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとしております。

附則第 2 項では、第 1 条の期末、勤勉手当の改正につきましては、令和 6 年 1

2月1日から遡及適用を行うこととしております。

附則第3項は、第1条の適用に当たり、改正前の条例の規定により支給された期末、勤勉手当を当該手当の内払とみなす規定となっております。

以上が、議案第4号の説明となります。

続いて、議案書の25ページをお願いいたします。議案第5号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、前議案同様、専決処分したことから、組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。

禁錮及び懲役を拘禁刑に一本化することを柱とした、刑法等の一部を改正する法律、令和4年法律第67号が令和7年6月1日より施行されました。また、デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、マイナンバー法において、条文が追加される改正が令和7年4月1日より施行され、条例中に法律を引用する条項のずれが生じることから、構成市においても、3月定例会にて関係条例の一部改正が行われました。つきましては、本組合におきましても、構成市の改正状況を踏まえ、関係条例の整理に関する条例の制定を行ったものでございます。

26ページになりますが、本件につきましても、構成市における条例成立後の対応であり、関係法令等の施行期日令和7年4月1日に間に合わせることから、本年3月21日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

新旧対照表の22ページ、23ページをお願いいたします。第1条は、彩北広域清掃組合職員の給与に関する条例の一部改正を行う規定でございまして、条例第16条の3第3号、第4号、及び第16条の4第1項、第3項第1号中の禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

24ページ、第2条は、彩北広域清掃組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正を行う規定でございまして、条例第5条第1項中の禁錮を拘禁刑に改めるものでございます。

25ページから27ページ、第3条は、彩北広域清掃組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正を行う規定でございまして、条例第2条第10項、第14条第5項の表及び第40条第1項第2号では、引用する法律の条項ずれ、及び用語の整理を行うとともに、第55条から第57条中の懲役を拘禁刑に改める

ものでございます。

議案書に戻りまして、２７ページ、２８ページをお願いいたします。附則第１項では、本条例の施行期日を、刑法の改正施行日である令和７年６月１日からとし、ただし書きにて、用語の整理については公布の日から、引用する法律の条項ずれの改正については、マイナンバー法の改正施行期日であります令和７年４月１日とするものでございます。

附則第２項以下第５項までにつきましては、刑法の改正に伴う経過措置となっており、本則を含め罰則規定に係る部分につきましては、事前に検察庁との協議を経て調整した内容となっております。

以上が、議案第５号の説明となります。

続きまして、議案書の２９ページをお願いいたします。議案第６号、専決処分
の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、前議案同様、専決処分したことから、組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び、次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、令和６年法律第４２号が、令和６年５月３１日に公布され、この改正により関係法に規定されております、所定外労働の制限の対象となる者の範囲のほか、子の看護休暇の対象となる子の範囲や看護休暇の取得事由が改められました。この法改正が令和７年４月１日より施行されることから、構成市においても、３月定例会にて関係条例の一部改正が行われました。つきましては、本組合におきましても構成市の改正状況を踏まえ、関係条例の改正を行ったものでございます。

３０ページになりますが、本件につきましても、構成市における条例成立後の対応であり、関係法令等の施行期日令和７年４月１日に間に合わせることから、本年３月２１日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

新旧対照表の２８ページをお願いいたします。２８ページ、２９ページは、主に用語の整理となっておりますが、２９ページ、第８条の４第２項では、職員が請求した場合に、超過勤務の免除の対象になる子の範囲を３歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大をするものでございます。

30 ページ、第14条第2項第16号では、子の看護休暇の対象となる子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある、いわゆる小学校3年生までの子に拡大するとともに、子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等にも対応できるよう取得事由を拡大するものでございます。

31 ページ、第17条の2を新たに設け、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認及び必要な措置について追加規定しております。

32 ページ、第17条の3につきましても、介護両立支援に関し、必要な事項を追加規定するものでございます。

議案書に戻りまして、32 ページをお願いいたします。附則第1項では、本条例の施行期日を、関係法の改正施行日である令和7年4月1日からとし、ただし書きにて附則第2項の規定の施行を公布の日からとしております。

附則第2項は、改正後に適用となる第8条の4第2項の超過勤務免除の請求は、施行日前から行うことができるとしております。

以上が、議案第6号の説明となります。

続いて、議案書の33 ページをお願いいたします。議案第7号、専決処分の承認を求めるについてでございます。本案は、彩北広域清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、前議案同様、専決処分したことから、組合議会に報告し、承認を求めるものでございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律、令和6年法律第42号が、令和6年5月31日に公布され、この改正により関係法を引用している条例に条項ずれが生じ、整備が必要となったことから、構成市においても、3月定例会にて関係条例の一部改正が行われました。つきましては、本組合におきましても構成市の改正状況を踏まえ、関係条例の改正を行ったものでございます。

34 ページになりますが、本件につきましても、構成市における条例成立後の対応であり、関係法令等の施行期日令和7年4月1日に間に合わせることから、本年3月21日に専決処分いただき、同日付で公布しております。

新旧対照表の33 ページをお願いします。第22条第3項中、法律の引用条項

箇所を、第 6 1 条の 2 第 2 0 項に規定するに改めるものでございます。

議案書に戻りまして、3 5 ページをお願いいたします。附則にて、本条例の施行期日を関係法の改正施行日である令和 7 年 4 月 1 日からとしております。

以上をもちまして、議案第 3 号ないし議案第 7 号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○梁瀬里司議長 以上をもって、説明は終わりました。

△上程議案の質疑～採決

○梁瀬里司議長 次に、質疑に入りますから、質疑のある方は、ご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 質疑の通告はありません。これをもって、質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長 討論の通告はありません。これをもって、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

はじめに、議案第 3 号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第 3 号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 4 号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第 4 号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第 5 号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第５号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第６号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第６号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第７号、専決処分の承認を求めるについて、原案のとおり承認するに賛成の議員は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○梁瀬里司議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第７号は、原案のとおり承認することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 ２時０４分 休憩

午後 ２時０５分 再開

○梁瀬里司議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告申し上げます。先ほど休憩中に、福島ともお議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出されました。議長として、議会委員会条例第１１条の規定により、この申出を許可いたしました。ただいま、議会運営委員会委員１名が欠員となりましたので、お諮りいたします。

議会運営委員会の委員の選任を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○梁瀬里司議長 ご異議なしと認めます。

よって議会運営委員会の委員の選任を日程に追加し、議題といたします。

△議会運営委員会の委員の選任

○梁瀬里司議長 お諮りいたします。

議会委員会条例第１条及び第５条第１項の規定により、議会運営委員会委員に、

橋本祐一議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した橋本祐一議員が彩北広域清掃組合議会運営委員に選任されました。

△特定事件の委員会付託

○梁瀬里司議長　次に、日程第７、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○梁瀬里司議長　ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

なお、本日閉会後に、正副委員長の互選のため、本組合議会委員会条例第７条第１項に基づき、議会運営委員会の開催を求めます。議会運営委員の３名におかれましては、お残りください。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和７年第１回彩北広域清掃組合議会臨時会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後　２時０８分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年 月 日

彩北広域清掃組合議会議長

梁 瀬 里 司

彩北広域清掃組合議会議員

橋 本 祐 一

同

田 中 和 美